計算書類に対する注記 (法人全体用)

法人名:社会福祉法人 大森福祉会

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

2. 重要な会計方針

- (1)固定資産の減価償却の方法
 - ・リース資産以外の固定資産:定額法
 - ・リース資産
 - ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産:該当なし
 - ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産:該当なし
- (2) 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金:
 - 一社) 愛知県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員 に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金及び徴収不能引当金: 金額を合理的に見積もることができない等、引当金の要件を満たさないため計上していない。
- (3) その他
 - ・棚卸資産の評価基準及び評価方法:最終仕入原価法による原価法
 - ・消費税等の会計処理:税込方式
 - ・リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引: 引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、愛知県民間社会 福祉事業職員共済会の退職共済制度によっている。

- 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
 - 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式) 第一号第一様式・第二号第一様式・第三号第一様式を作成している。
 - (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) 当法人では社会福祉事業以外の事業を実施していないため作成していない。
 - (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では拠点が一つのため作成していない。

(4)公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(5)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

大森授産所拠点区分

- 法人本部
- 就労定着支援事業
- 就労移行支援事業
- · 就労継続B型事業
- 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位: 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	161, 567, 544	0	0	161, 567, 544
建物減価償却累計額	△73, 764, 540	0	3, 318, 959	Δ77, 083, 499
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	88, 803, 004	0	3, 318, 959	85, 484, 045

- 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし
- 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物 (基本財産) 84, 484, 045 円 84, 484, 045 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む) 2,300,000 円 2,300,000 円

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(畄位:

ш)

			(+-In · 11)
	債権額	徴収不能引当金	債権の当期末残高
		の当期末残高	
事業未収金	5, 595, 048	0	5, 595, 048
未収補助金	46, 600	0	46, 600
合計	5, 641, 648	0	5, 641, 648

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位: 円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態 を明らかにするために必要な事項 該当なし